

智誠館道場規約

第一章 会員総則

第1条 (入会の資格)

1. 本館の入会を希望する者は、本館の方針を尊重し、規約および諸規定を了承の上所定の申し込み手続きを行い本館の承諾を得た上で、所定の入会金、月会費を本館に払い込むことにより会員としての資格を取得します。

2. 暴力団、極右、極左などの構成員、その他本館の会員として不適当と認められたものは入会できません。

第2条 (会員の要件)

本館の会員は次の要件に該当するものとします。

1. 会員は本館の規約を厳守する者
2. 会員は本館が承認した者
3. 会員は健康に異常のない者

第3条 (会員)

入会手続きが済んだすべての稽古人を会員とします。

年齢については、小学生以上とします。

第4条 (会員義務)

会員は定められた諸会費を納入しなければなりません。

会員は稽古参加の有無に関わらず未納分の支払い義務があり、滞納期間中は稽古・審査などの参加資格を失うものとします。

第5条 (入会金) 10,000 円

会員は入会金として入会時に納入しなければなりません。キャンペーン時は例外とします。

第6条 (月会費)

子供会員の会費は (週1回) 8,000 円

一般会員の会費は (週1回) 7,000 円、 (週2回) 10,000 円、 (週3回以上) 13,000 円とします。

月会費の引き落としは毎月 25 日とします。

第7条 (管理システム費)

全ての会員は管理システム費用として毎月 1,000 円を納入しなければなりません。管理システム費用は月会費と一緒に引き落とされます。

第8条（変更事項の提出）

会員は住所、連絡先、その他入会申込書記載事項に変更が生じた場合、速やかに本館に届けなければなりません。

第9条（休会）

1. 第9条（休会）

1. 会員は、1ヵ月以上稽古を休み、会費支払い免除を希望する者は、休会の旨を前月の20日までに申告しなくてはなりません。休会の旨が前月の20日までに申告されなければ、翌月の会費支払い義務は継続することとなります。
2. 海外移住、転勤などにより本人が本館を利用できないと判断される場合
3. 妊娠、疾病、ケガ、傷害など、本館の利用が不可能であり、退会の意思が本人にない場合
4. その他本館が正当な事由と認めた場合

第10条（退会）

1. 本館を退会する場合は、指定用紙に記入し、退会希望月の前月20日までに退会届を道場に持参することとします。電話、FAX、LINE、メール等ではお受け致しません。どうしても来れない事情があるときは、館長にご相談下さい。前月20日までに届け出のない場合は、退会月の翌月の会費支払い義務は継続することとなります。なお、会費などの未納金がある場合は完納しなければなりません
2. 退会月の会費は月の途中であっても全額納入しなければなりません。

第11条（除名処分）

会員が次の各項のいずれかに該当する時、会員の資格は一時停止または除名となります。

1. 本館の規約およびその他の規則、利用規定に反したとき
2. 本館を中傷または本館の名誉を著しく傷つけたとき
3. 本館に対する諸費用の支払いを2ヶ月以上滞納し、本館催促に応じないとき。但し、その間の諸費用は支払うものとします。
4. 公序良俗に反する行為があったとき
5. その他本館が会員としてふさわしくないと認定したとき

第12条（資格喪失）

会員が次の各項のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとします。

1. 退会
2. 除名

3. 死亡

4. 道場閉鎖の時

第13条（会員資格の譲渡）

会員の資格は譲渡できないものとします。

第14条（規約規則の遵守）

本館の会員は本契約、規約を遵守し、本館の施設を利用する際は本館の師範および指導員の指示に従うこととします。

万が一怪我をした場合及び往復の際の怪我、事故、設備破損等に関しては自己の責任となり、本館は一切の責任を負いません。

第15条（使用の制限）

本館は、行事その他必要と認める場合、一定の期間本館の施設の全部または一部の利用を制限することがあります。

第16条（休日・休業）

1. 本館休日は、スケジュール表によって、会員に知らせるものとします。また本館が天災などの不時の災害を負った時、または集団感染拡大の恐れのあるような非常事態の時、あるいは施設の補修・改装をする時は、一定期間本館の施設の全部はまたは一部を、休業または閉鎖することがあります。
2. 本館のイベント開催時、休業または閉鎖することがあります。

第17条（本館の閉鎖）

本館は止むを得ざる事情による場合、一定の予告期間をおいた上、本館を閉鎖することができ、会員はこれに関して何等の異議を唱えず、また如何なる種類の請求もしないものとします。

第18条（責任事項）

1. 本館の施設利用に際して本人または第三者に生じた人的、物的事故について本館は一切賠償責任の責を負わないものとします。
2. 会員が本館の施設利用に際して本館または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任ずるものとします。
3. 本館の施設内で発生した盗難・傷害その他の事故について、本館は会員及び利用者に対していかなる責任も負わないものとします。

4. 駐輪、駐車場はありません。原則徒歩又は道場付近のコインパーキングにご駐車下さい。隣のコインランドリーや近隣の駐輪場、駐車場に無断で止められた場合は、本館は一切責任を負わないものとします。

第19条（禁止行為）

1. 喫煙、所定の場所以外での飲食
2. 酒気を帯びての稽古
3. 賭博行為、勧誘、セールス、及びそれに類する行為で、他の会員に迷惑を及ぼす行為
4. 無許可のアンケート、協力等の依頼行為
5. 危険物及びペットの持ち込み
6. その他、本館の施設目的にそぐわない行為

第20条（規則）

本館の運営のために必要な具体事項は別に定めるものとし、必要に応じてこれを変更することができるものとします。

第21条（個人情報）

会員の個人情報は本館のイベント、その他のお知らせなどの為に利用することがあります。

第22条（稽古中の身だしなみについて）

会員は、稽古中は口紅や色付きリップを取って下さい。（相手の道着につくと取れない事があります）

爪を清潔に短くして下さい（相手を傷つけたり、爪が道着に引っかかり剥がれてしまう事があります）

またアクセサリーなどの装飾品（時計、ピアス、結婚指輪、アンクレット、ミサンガなど）は不可です。ただし、外せない指輪やミサンガなどはテープやリストバンドなどで覆うのであれば可とします）

付則

本規約は2021年4月1日より施行する。

2023年3月21日第22条を追加

